

厚生労働省発能第0913005号

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「職業能力開発促進法第二十六条の六第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成18年9月13日

厚生労働大臣 川崎 二郎

職業能力開発促進法第二十六条の六第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準案要綱

第一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十六条の六第二項第

二号の事業協同組合等の承認に関する基準は、次のいずれにも該当するものとする。

一 法第二十六条の六第二項第二号の相談及び援助として、次に掲げる事業を実施し、又は実施することを予定していること。

（一） 法第二十六条の六第一項の訓練担当者（以下「訓練担当者」という。）の確保を容易にするための、好事例の収集及び提供に係る事業

（二） （一）のほか、訓練担当者が雇用される事業所における雇用管理等に係る講習会の開催、相談指導、先進的な事例に関する見学会の開催等の事業

二 一の事業を行うのに適当と認められる事務処理の体制が整備されていること。

三 その構成員たる法第二十六条の六第二項第一号の中小事業主（以下「構成中小事業主」という。）の

三分の一以上が、実習併用職業訓練を実施し、又は実施することを予定していること。

四 構成中小事業主の委託を受けて訓練担当者の募集を行うに当たり、その募集に係る労働条件その他の

募集の内容が適切なもので、かつ、労働者の利益に反しないことが見込まれること。

第二 その他

この基準は、平成十八年十月一日から適用するものとする。